

消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進（令和4年度第2次補正予算事業分に限る。）実施要領（令和4年12月2日付け4消安第4667号消費・安全局長通知）の一部改正

改 正 案	現 行
<p>第7 地域での食育の推進における対象経費及び交付率 要綱別表1の1食料安全保障確立対策推進交付金の目的欄の「3-2」の地域での食育の推進に係る経費欄及び交付率欄において消費・安全局長が別に定めるとされている経費及び交付率は、別表2によるものとする。</p> <p><u>なお、経費等に係るその他の事項については、消費・安全対策交付金実施要領（平成17年4月1日付け16消安第10272号消費・安全局長通知）第8に準拠することとする。</u></p>	<p>第7 地域での食育の推進における対象経費及び交付率 要綱別表1の1食料安全保障確立対策推進交付金の目的欄の「3-2」の地域での食育の推進に係る経費欄及び交付率欄において消費・安全局長が別に定めるとされている経費及び交付率は、別表2によるものとする。</p>

新旧対照表（赤字・下線部分が改正部分）

附 則

- 1 この通知による改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進実施要領に基づき実施した事業については、従前の例による。

